

関係私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園を
設置する学校法人理事長 殿

福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局私学振興課長

令和 7 年度福岡県私立学校経常費補助金（特別補助：子ども・子育て支援新制度移行幼稚園支援経費）に係る調査票の提出について（依頼）

このことについて、標記補助金算定に係る書類を作成の上、下記のとおり提出願います。

記

1 提出書類

調査票 4、5、6

2 提出期限

令和 7 年 9 月 1 日（月）期限厳守

※審査期間確保のため、可能な限り早期の提出に御協力をお願いします。

3 提出方法

郵送

4 備考

特別支援教育加算に関する調査票については、令和 7 年 6 月 25 日付 7 私第 7 0 7 号で既に依頼済ですが、預かり保育推進事業に関する調査票については、別途依頼する予定です。

【連絡先（提出先）】

〒812-8577（住所記載不要）

福岡県人づくり・県民生活部

私学振興・青少年育成局私学振興課

運営支援係 担当：井上（裕）

TEL 092-643-3083 FAX 092-643-3135

調査票提出における留意事項等

1 提出書類（全て **A4版** で作成すること）

- ① 令和7年度福岡県私立学校経常費補助金（特別補助：子ども・子育て支援新制度移行幼稚園支援経費）に係る書類の提出について（別紙様式）
- ② 調査票4 令和7年度体験教育事業計画書及び添付資料
- ③ 調査票5 令和7年度安全確保事業計画書及び添付資料
- ④ 調査票6 令和7年度働き方改革事業計画書及び添付資料

※提出書類の控えについては、他の補助金関係書類とともに5年間保存してください。

※調査票の様式は、福岡県庁ホームページに掲載しております。

掲載場所：トップページ：テーマから探す → 「教育・文化・スポーツ」 → 「学校教育」
→ 「私立学校」 → 「私立幼稚園に対する補助金申請用書類の一覧」
→ 「4. 福岡県私立学校経常費補助金〈子ども・子育て支援新制度移行幼稚園経費〉」
URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/24youtien-jisseki.html>

2 令和7年度福岡県私立学校経常費補助金（特別補助：子ども・子育て支援新制度移行幼稚園支援経費）の交付について

第1回（12月）	（体験教育推進加算＋特別支援教育加算＋安全確保推進加算）×85%
第2回（3月）	（体験教育推進加算＋特別支援教育加算＋安全確保推進加算）×15%

※ 特別補助：教育改革推進経費（預かり保育推進事業）は、第2回（3月）で交付予定です。

3 令和7年度福岡県私立学校経常費補助金（特別補助：教育改革推進経費（預かり保育推進事業））について

○預かり保育推進事業に関する調査票については、10月中旬頃依頼する予定です。

○施設型給付を受ける私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）及び幼保連携型認定こども園における預かり保育に係る補助については、「特別の事情」がない限り、市町村が実施する一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を活用していただくことが基本となります。

○なお、国は「特別な事情」として認める場合は、以下4点を考慮することとしています。

- ① 国の一時預かり事業実施要綱に基づいて市町村が定める専任職員の配置要件及び設備基準等について、各施設型給付を受ける私立幼稚園等が充足することが困難な事情が存在するか。
- ② 市町村の事業補助単価を基に算出した当該年度の見込額及び都道府県の私学助成における預かり保育補助の当該年度見込額（もしくは前年度実績額）を比較し、減収が生じるか。
- ③ 広域利用が存在する市町村間にあっては、事業の円滑実施のための体制及び施設の事務負担の軽減措置が整えられていないなどの事情が存在するか。
- ④ その他市町村の事業と都道府県の補助事業の間に大きな差異がないか。

4 令和7年度福岡県私立学校経常費補助金の年間スケジュール及び提出書類について

日程			特別補助： 子ども・子育て支援新制度 移行幼稚園経費	特別支援教育加算	預かり保育推進事業	交付時期等
令和 7年	6月	上				
		中				
		下		↑ 提出依頼		
	7月	上	↑ 提出依頼（本依頼）			
		中				
		下				
	}					
	9月	上	↓ 提出期限（9/1）			
		中				
		下		提出期限（9/30） ※5/1在籍園児分		
	10月	上			↑ 提出依頼	
		中				
		下		提出期限（10/31） ※10/1在籍園児分		
	11月	上			↓ 提出期限	
		中				
		下				交付申請（1回目）
	12月	上				交付決定（1回目）
		中				概算払い（1回目）
		下				
令和 8年	}					
	2月	上				
		中				
		下				変更交付申請（2回目）
	3月	上				変更交付決定（2回目）
		中				
		下				概算払い（2回目）
	4月	上				
		中				
		下				実績報告提出期限（4/30）
	}					
	6月	上				
		中				
		下				計算書類提出期限（6/30）
	}					
	3月	上				交付額の確定

※ 提出期限までに書類の提出がない場合や提出書類に不備がある場合、補助金を交付できませんので御注意ください。

※ 特別補助・教育改革推進経費（預かり保育推進事業）については、各園の申請額の総額が予算額を超過することが見込まれる場合、圧縮率をかける場合があります（予算の範囲内で補助）。

※ 市町村が実施する「一時預かり事業（幼稚園型）」の受託の有無、「長時間預かり保育事業」との重複調整については、預かり保育推進事業計画照会時に別途通知します。

※ 補助金の入金口座等に変更がある場合は、「債権者登録申出書」による変更手続きが必要です。速やかに、私学振興課に連絡の上「債権者登録申出書」を提出してください。

この手続きを行わないと、補助金の振込みができませんのでご注意ください。